

＜海南市沖野々墓地 使用者募集要項＞（随時募集）

1. 募集する墓地

- （１）墓地の位置 海南市沖野々 3 0 7 番地
- （２）募集区画数 2 4 区画（海南市沖野々墓地参照）
- （３）区画面積 約 4 ㎡
- （４）墓地の使用料 5, 0 0 0 円（使用料は利用の許可時に納付）

※上記区画は、前使用者から返還された区画であり、新規の区画でなく補修等はありません。

※随時募集を行います。事前に空き区画状況を確認し、現地確認後に申請してください。

2. 申請対象者

申請できる方は、次の全てに該当される方に限ります。

- （１）申請時において、海南市に住所を有している方
- （２）遺骨（死亡した方）があり、使用許可を受けた日から 1 年以内に埋蔵することができる方
- （３）すでに市営墓地の使用許可を受けていない方

3. 申請方法

（１）持参による申請の場合

受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分

（土・日・祝、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）除く。）

申請場所：海南市役所 4 階 環境課

（２）郵送による申請の場合

送付先：〒642-8501 海南市南赤坂 1 1 番地 海南市役所 環境課

※メール・FAXでも申込可

4. 申請書類

＜必要書類＞

- ・墓地使用許可申請書
- ・申請者本人の居住地が確認できる書類（住民票、運転免許証、健康保険証等）の写し
- ・申請者の戸籍謄本
- ・被埋蔵・被改葬予定者を確認できる書類（埋火葬許可証、戸籍謄本）の写し
- ・改葬許可書（改葬の場合）

5. 申請にあたっての注意事項

- (1) 沖野々墓地使用における注意事項をご確認ください。
- (2) 任意団体からのお知らせをご確認ください。
- (3) 1世帯1件のみ申請可
- (4) 電話での申請は受け付けません。
- (5) 墓地の使用権を転売・譲渡又は転貸することはできません。

6. 墓地使用料の納付について

納付書をお渡ししますので、指定された期日までに市役所、支所出張所、指定金融機関又は、収納代理金融機関で納付してください。なお、使用許可証は、使用料納付確認後郵送します。

7. 問い合わせ先

〒642-8501

海南市南赤坂11番地 海南市役所環境課

電話 073-483-8457

FAX 073-483-8444

E-mail kankyo@city.kainan.lg.jp